一二一二・二〇	海草その他の藻類		
	食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）		X
	その他のもの		
一二一二・九一	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの		
	ふのり属のもの		
一二一二・九九	その他のもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
一二一三・〇〇	てん菜		
	その他のもの		
	こんにゃく芋（アモルフォファルス）切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		
	その他のもの		
一二一三・一九	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）		
一二一三・一三	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）		
一二一・一四		三・五％	A
第一三類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス		
一三・〇一	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）		A
一三・〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		
	植物性の液汁及びエキス		
一三〇二・一一	生あへん		A
一三〇二・一二	甘草のもの		A
一三〇二・一三	ホップのもの		A
一三〇二・一九	その他のもの		A
	飲料のもと		A
	植物性の一種類の原料から得たもの	一〇％	B 10
	その他のもの		X
	その他のもの		A
	除虫菊エキス	六％	B 10
	その他のもの		A
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩		A
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		X
一三〇二・三一	寒天		A
一三〇二・三二	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		A
一三〇二・三九	その他のもの		A
第一四類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品		
一四・〇一	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、藤、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）		A
一四〇一・一〇	竹		A
一四〇一・二〇	藤		A
一四〇一・九〇	その他のもの	八・五％	B 10
	いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトゥス）		A
	その他のもの		A
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		A

第一五類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		
一五〇一・〇〇	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）		X
	豚脂		
一五〇二・〇〇	酸価が一・三を超えるもの		A
	その他のもの		A
	その他のもの	三・五％	B 10
一五〇三・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）		A
一五〇四・一〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）		A
一五〇四・二〇	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
	魚の肝油及びその分別物		X
	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）		A
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物		A
	鯨油		A
	その他のもの		A
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		A
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		X
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		X
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	六・四％	B 10
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物		
一五一二・一一	粗油		A
一五一二・一九	その他のもの		A
	綿実油及びその分別物		
一五一二・二一	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）		X
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの		X
一五一二・二九	その他のもの		X
	その他のもの		A
一五・一三	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの		X
	その他のもの		A
一五・一四	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	七％（その率が一キログラム二〇に一キログラム四円より低いときは、当該従量税率）	B 10
	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	六・四％	B 10